

官報

號外

明治三十二年二月四日 土曜日

土曜日

印刷局

○第十三回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十二號
明治三十二年二月三日(金曜日)午後一時七分開議

議事日程 第二十一號 明治三十二年二月三日(金曜日)

午後一時開議

第一 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第二讀會

第三 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第四 营業稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五 不動產登記法案(政府提出)

第一讀會

第六 海港檢疫法案(政府提出)

第一讀會

第七 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關ス

第一讀會

第八 營業稅法中改正法律案(十四名提出)

第一讀會

第九 府縣農事試驗場國庫補助法案(稻垣示君出)

第一讀會

第十 愛媛縣下郡界變更法律案(重岡兼五)

第一讀會

第十一 實業練習生補助費ニ關スル建議案(井角五郎君外)

第一讀會

第十二 社寺林地保管法案(外三名提出)

第一讀會

第十三 燻礦調查所設置ノ建議案(藤金作君外)

第一讀會

第十四 國有山林原野整理處分ニ關スル建議案(藤金作君外)

第一讀會

第一 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第二 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第三 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第四 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第五 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第六 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第七 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第八 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第九 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第十 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

第十一 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(族院提出貴)

第一讀會

特別委員左ノ通指名セリ

商法修正案委員

關直彦君

鈴木摠兵衛君

林喬君

望月長夫君

大岡育造君

野田卯太郎君

鰐島相政君

國有林野法案外一件委員

首藤陸三君

高岡忠鄉君

西谷金藏君

望月長夫君

大岡育造君

野田卯太郎君

喬君

花井卓藏君

後藤文一郎君

鰐島相政君

花井卓藏君

後藤文一郎君

鰐島相政君

喬君

花井卓藏君

島山雄三君

中村彌六君

西谷金藏君

島山雄三君

中村彌六君

西谷金藏君

常君

島山雄三君

松島廉作君

出水彌太郎君

中塹廣太郎君

津野常君

松島廉作君

中塹廣太郎君

常君

松島廉作君

福田久松君

有村連君

前島丈之助君

杉田定一君

杉田定一君

前島丈之助君

前島丈之助君

杉田定一君

西村眞太郎君

大久保鐵作君

戸狩權之助君

西村定一君

西村定一君

戸狩權之助君

西村定一君

戸狩權之助君

佐々木正藏君

佐藤政之助君

<p

○議長(片岡健吉君) 是マデ政府ニ質問シテアル催促デゴザイマスカ

日ニ於キマシテ、本員等ハ此憲法第五十八條第二項ニ關スル、即チ臺灣法院ノ判官ヲ免職サセタト云フコトニ就キマシテ、質問書ヲ出シテ置キマシタガ、マダ今日ニ於キマシテ政府ヨリ答辯ガナイデゴザイマス、餘リ緩慢ノコト、

○星亭君(二百二十四番) チヨヲト今ノ御報告ニ附イテ質問致シタイ、今御指名ニナツタ委員ハ、皆出席サレテ居リマセウカ、サウデナイト、出席サレ
催促アランコトヲ希望致シテ置キマス

又人ハ、通知ヲ受ケヌヤウナコトニナツテ、本日選ブコトニナツテハ因リハ致シマセヌカ、願ハクハ斯ウ云フコトハ切迫ニナツテモ明日ニ願ヒタイ
○議長（上原岡建吉君） 教會マダニ出第ニナツテ居ラヌ方ニハ、通知スレ手書

ニナウテ居リマス——議事日程ニ入ル前ニ、チヨウト御諸リストガアリマス、堀越寛介君ハ病氣ノタメ、二月二日ヨリ同ジタ十五日マテ二週間ノ請暇ヲ申出デラレマシタ、御異議アリマスマイカ

〔「異議ナシ」と呼フ者多シ〕

○ 請長(片岡徳吉君) 御異議がナクレバ、其通致シマス
○ 田中正造君(百十六番) 先頃此議會ノ初ノ項ニ提出シマシタ質問ノ答辯デ

スガ、マダ政府ヨリ答辯ガゴザリマセヌガ、此問題ハ此政府ノ答辯ニ據リマシテハ、議員諸君ノ申テモ日曜杯ニハ直キ近イ處デアリマスカラシテ、被害地ヲ視ニ御出下サル御方モ出來ルダラウト存ジテ居リマス位、免ニ角政府ノ答辯ガナリト云フコトハ、余レ墨ク、日河ニミ因レ署ゲバズ、阿寺

モ此足尾銅山ノ鑛毒ノ問題ニ對スル答辯ハ、議場ノ閉會ニナル一三日前ニナツチ、再質問ニ差支テ出來ナリアウニ、明日ナント云フ場合ニナツチ、答辯ベ

元 事質問ニ芝居ノ出刃六代ヤウニ 明日六月二日云不場合ニハドンナ 管轄ス
ルノガ癡ニナツテ居リマス、ドウカサウデナク、政府ノアル内ハドンナ 政府
デモ、政府ノアル内ハ矢張相當ナル時日ヲ以テ答辯シタ方ガ宜カラウ、ドウ
ソ議長ニ於キマシテハ宜シク其筋ヘ催促ヲ願ヒマス

第一 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案

○ 恒松隆慶君(九十七番) 此案ハ貴族院デ修正ニナツタモノデゴザイマスルガ、其修正中輸入税ノ表中ニ於キマシテ見マスルト、骨灰ト鳥糞トノ二項ガ免稅ニナツテ居ルノニ、此磷礦石卽チ是ハ肥料ノモノデアル、其人造肥料ノ原料ト爲ルベキ一種ガ、全ク漏レテ居ルノハ、詰リ表ノ編成ノ當時ニ落チタモノニアラウト推測サレルモノデアル、是ハ貴族院ノ金子君ノ修正デゴザイマスルガ、最モ實業ヲ獎勵スルニ是等ハ入レテ宜シイト思ヒマス、次ニ周布君ノ修正デ格魯兒酸刹篤亞斯赤磷黃磷亞鉛板、ナカニムヅカシイ、斯ウ云フ種

類ガゴザイマスガ、是ハ皆燐寸ノ原科デアルヤウニ認メテ居リマス、是等ノ
燐寸ノモノニ修正ヲ加ヘルト云フコトニナリマスト、折角今日ハ著シク此業
ノ發達シテ居ルモノデゴザイマスルガ、今ハ支那卽チ上海其他ニ於テ競争ト
云フ有様ニナクテ、諸リスウナリマスト之ガタメニ、此業ハ餘程衰頼ヲ來ス
ト云フ有様デアリマス、又是ガタメニ我國ニ十三四万ノ此業ニ從事スル貧民
ガ困ルコトニナリマスカラシテ、是ハ最モ貴族院ノ修正ガ實業上ニ適當デア
ル、私等ハ最モ實業上ノコトニ熱心シテ居ルモノデアル、是ハ諸君モ贊同ヲ

「貴成様、此ノ事、此ノ事、此ノ事」
與ハラル、デゴザイマス、満場一致ヲ以テ直チニ贊同セラレンコトヲ希望致シマス。

○議長（片岡健吉君） 貴族院ヨリ回付ニナリマシタ修正通デ、御異議アリマ
スマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、議事日程ノ第一、順
稅法案ノ第一讀會ヲ開キマス、是ハ修正說ガ出テ居リマスカラ、第一條ヲ議

題ニ供シマス、市島謙吉君

第二 增稅法案(政府提出)

第一二讀會

○市島謙吉君（百七十五番）此頓稅法第一條ニ附キマシテ、定規ノ贊成ヲ得テ修正ノ動議ヲ提出致シマシタ、其趣意ヲ簡短ニ述べマス、其前ニ修正ヲ致シマスル其成文ヲチヨクト茲ニ朗讀致シマス「第一條外國貿易ノ爲外國ヨリ帝國ニ來リタル内外國船舶ニハ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付五錢ノ頓稅ヲ課ス數港ヲ經ルモノハ最初ノ港ニ於テ十錢ヲ課ス但登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付三十錢ヲ一時ニ納付スルトキハ滿一年何レノ港ニ於テモ頓稅ヲ納ムルヲ要セス」斯様ニ修正致シタイト云フ趣意アリマスルノデ、第二項ニ「帝國ト測度法ヲ異ニスル云々」トアリマスル第二項ノ全部ハ、原案ノ通ニシテ置キマス、即チ第一條第一項ニ屬スルモノハ、惟今明讀シタ通ニ致シタイト云

告ノゴザイマシタガ如クニ、大體政府ノ趣意ハ私共モ宜シト考ヘテ居ルノデアリマス、從來ハ御承知ノ如クニ頓數ノ如何ニ拘ラズ、二十二圓ト云フ手數料ジミタモノヲ取ッテゴザイマシタノデアルガ、頓數ニ拘ラズ總テ同一ノ手數料ヲ取ル、入港稅ト云フモノヲ取ルト云フノハ、如何ニモ權衡ノ宜シキヲ得ナイモノデアルガ故ニ、今度ハ頓數ヲ標準ニスルト云フコトハ、大體ニ於テ私共モ贊成ヲ表スルノデアリマス、唯此政府案ノ如クデアリマスト云フト、如何ニモ過重ノ稅タルヲ免レヌコトニナルノデアルデ、是ハ詳シク申スマデモナク、原案ヲ御覽ニナシテ居ル諸君ハ既ニ御分リニナルコトデアラウト思ヒマスガ、原案ノ如クデアルマスルト云フト、一年ニ三十錢ヲ一頓ニ附イテ三十錢ヲ納メルモノハ、一箇年ハ何所ヘ這入シテモ差支ノナイト云フコトデア

リマスケレドモ、原案ノ如クデアルト云フト、詰リドノ港ニ寄ッテモ其港ニ三十錢ヲ納メナケレバナラヌト云フコトニナル、ソレカラ又はハ前納ノ方デアリマス、前納デナラ其度毎ニ取ル所ノ稅モ矢張同シコトデアルノデ、寄ル其港毎ニ十錢宛取ラレルト云フヤウナコトニナル、若シ原案ノ如クデアリマスルト云フト、例ヘバ一千噸ノ船ガ五港若シ六港、アチコチ往來シテ港ニ寄リマスルト、一港ニ附イテ百圓宛取ラル、ト云フ勘定デアルカラ、五港寄ルモノハ五百圓取ラレルト云フ割合ニナルデ、從來僅ニ二十二圓ト云フモノヲ納メテアツタノニ、今度ハ俄ニ之ヲ増シテ五百圓若クバ千圓、噸數ノ大ナル船ニ至リマシテハ、一航海ニ三千圓モ五千圓モ取ラレルト云フコトハ、如何ニモ激烈ナル變動ト云ハネバナラヌノデアルノデ、今日漸ク航海獎勵法其他ノ政府ノ獎勵ニ依リマシテ、海運モ稍々發達ニ向ッテ居ルト云フ其場合ニ當ッテ、俄ニ斯ノ如キ過重ノ稅ヲ課シマスルト云フコトハ、海運ノ前途ニ對シテ私共ハ甚ダ慨嘆スペキコトデアルノデ、故ニ唯今朗讀シマシタ所ノ趣意ハ、三段ニ分ケタイト云フノデ、即チ前納致シマスル場合ニハ、矢張二十錢ヲ取ルト云フコトニナリマスルガ、但シ是ハ唯一遍取レバ、一ツノ港ニ取レバ、ドノ港ニ這入シテモ宜イ、一年ノ間ハドノ港ニ這入シテ、其寄ル所港毎ニ取ラヌト云フノガ第一ノ修正デアル、ソレカラ其次ノ修正ハ矢張十錢ヲ取ルト云フコトニ致シマスルガ、但シ是モ一ツノ港ニ取レバ、他ノ港ハ何處へ行シテモ、幾ツ港ヲ經テモ、十錢ダケデ宜シイト云フコトニシタイト云フノデ、ソコデ一ツ政府案ニアリマセヌコトヲ加ヘタイト云フノハ、此船ニ依シテハ唯甲カラシテ乙ノ港ニ通フト云フ、一ツノ港ニ限シテ通フ所ノ船ガアル、其モノニ對シテモ矢張數港ヲ經ル船ト同ジ割合ニ取ルト云フノハ、如何ニモ權衡ヲ失シマスルガ故ニ、僅ニ一港限ヲ航海スルモノニ付イテハ、是ハ半額ニ致シテ即チ五錢取ルデ斯様ナコトガ、即チ修正ノ大體デアルノデゴザイマス、ソコデ委員會ノ修正ハ過日委員長ガ報告セラレマシタ如ク、積星十石ト云フコトヲ此所へ入レヤウ、即チ和船ニ對シテノ石數ノ積リ方ヲ石數十石ニ附イテ幾許ト、斯様ニ致シタ所ノ修正モ矢張私ノ唯今朗讀シマシタ修正中ニ加ヘテアルノデゴザイマス、ソレカラ其序ニ諸君ノ御許ヲ得マシテ茲ニ登壇シマシタ序デゴザイマスカラ、モウ一箇條修正案ヲ提出シテゴザイマスルカラ、其趣意モ併テ述ベタイト思ヒマスデ、即チ第三條デアリマス「第三條船用品積入ノタメ入港シタル船舶若ハ海難其他止ムヲ得サル事ニ由リ入港シタル船舶ニハ順稅ヲ課セス」斯様ニ第三條ハ修正致シタイト思ヒマス、第三條ハ原案デハ「海難其他已ムヲ得サル事故ニ由リ入港シタル云フガ如キモノ、即チ船ニ必要デアル所ノモノヲ求メルタメニ、寄リマシタ場トアリマスノデ、如何ニモ文意ガ漠トシテ居ルト思フノデアリマス、デ、例ヘバ私ノ修正ノ如クニ船用品、即チ或ハ飲用水トカ、若クバ食料品、或ハ薪炭ト云フガ如キモノ、即チ船ニ必要デアル所ノモノヲ求メルタメニ、寄リマシタ場合ノ如キハ、是ハ決シテ外國貿易ヲスルト云フ其商賣ヲスル目的デモ何デモナイノデアリマスカラ、ソレニ向シテ稅ヲ課セスルト云フコトハ、甚ダ當ヲ得ヌト思ヒマス、原案ノ趣意モ斯様デアラウト思ヒマスガ、原案ニ其コトガハラ

リ書イテゴザリマセヌ、ソレデアルカラシテ成ルベクハ之ヲハツキリ致シタ
イト思フノデアルカラ、唯今朗讀シタル如ク、船用品積入ノタメ入港シタル船
舶ニモ噸税ヲ課サヌ、ソレカラシテ文章ノ續ハ「海難其他止ムヲ得サル事故」
ト云フノハ、原案ヲ取リマシタ、後トノ「但シ本條ノ事故ニ由ルニアラスシテ
貨物ノ積卸云々」ト云フ其但書ダケハ、是ハ削除シタイト思ヒマズ、ト云フノ
ハ私ノ修正案ノ如クニ致シマスルト云フト、原案ノ但書ト云フモノハ、自ラ其
中ニ包含サレルト思ヒマスルガ故ニ、斯様ニ致シタイト思フ、即チ之ヲ要シマ
スルニ第三條ノ修正ハ、海難其他已ムヲ得ザル事故ト云フ原案ニアリマスル
其事ノ外ニ、船用品積入ノタメニ入港シタル場合ニ於テモ其船舶ニハ噸税ヲ
課サヌ、斯様ナ修正ヲ致シタイト思ヒマス、デ、極テ簡単ノ修正デゴザイマス
ルガ、ドウゾ満場ノ諸君ノ御賛成ヲ願ヒタイ

○政府委員大藏省主税局長日賀田種太郎君（政府委員大藏省主税局長日賀田種太郎君演壇ニ登壇）唯今外國貿易ノ船ニ對シテ手數料ヲ徵スルト云フコトハ、稅關規則中ニモゴザイマスケレドモ、其起リハ即チ舊條約ニ附帶シタル一ノ取極中ニゴザイマスルノデ、即チ條約ニナシテ居ル故ニ、是マデソレヲ變更スルコトガ出來ナカタ譯デアリマス、今幸ニ内外國ノ船舶ニ對シテ、同一ノ稅法ヲ施クコトヲ得マスル時機ガ際シマシタ故ニ、此法案ノ提出ニナシタ譯デゴザイマシテ、實ハ此頓稅ノ過重デアルト云フノ御意見ニ附イテハ、何ヨリ權衡ヲ取ラル、カ知リマセヌガ、今マデノ手數料ノ輕徵ニ過ギタルト云フコトガ、寧ロ考フベキデアル、今マデノ手數料ハ甚ダ輕イノデ、故ニ此新ニ起ス所ノ頓稅ヲ重シトスル譯ニハ行クマイト思ヒマス、顧ルニ此外國貿易ノ諸法規ハ、大抵各國同シヤウナコトデアリマシテ、此度創定ニナリマスル所ノ頓稅ナルモノモ、大抵例ヲ外國ニ採リマシテ其適當ナルモノニ依リマシタ譯デ、是ハ餘り重カラザルモノト思シテ居リマス、寧ロ輕イ方デアリテ至當ナルモノト思シテ居リマス、唯今伺ヒマシタ所ニ依リマスト云フト、今マデハ二十二圓デアシタモノガ、此度ハ大キクナルト云フコトデアリマスルガ、今マデトテモ矢張一港毎ニ二十二圓デアシタノデ、故ニ三港ニ寄リマスレバ、即チ今ノ六十圓餘ニナル、ワレガ此度ハ船ノ大小ニ依シテ變ルコトデゴザリマスカラ、大船ニナリマスレバ稍々多ウゴザイマスケレドモ、各船ノ大ルノデ、テ今一般ノ平均ヲ見マスルト云フト、内國ノ汽船ハ一艘千百七十八噸ニ當ル、外國ノ汽船ハ一艘ガ千七百六十五噸ニ當シテ居ル、帆船ニ至リマスルト云フト、内國ノハ百一噸、外國ノハ九百三十二噸ニ當シテ居ル、幸ニ同一ノ稅法ヲ内外國船ニ行フコトデアリマスカラ、蓋シ適當ナル稅率ヲ同一ニ行フト云フコトハ、今日ニ於テ最モ策ノ得タルモノト考ヘマス、故ニ折角ノ御修正ニアリマスケレドモ、ソレニ同意ヲ政府ハ表シ難イノデゴザイマス、又一面

ニハ唯今ノ修正ニ依リマスト云フト、殆ド政府案ニ依リマシテ一年ニ四十七万程ノ稅額ガ、二十六万圓程ニナツテシマヒマス、即チ三十二年ニ於キマシテハ、三十八万圓ノ豫算ガ十七万圓ニ減ズルコトデアリマシテ、大イニ收入ノ上ニモ違ガ出來ル譯、固ヨリ此案ハ最初ニ申上ゲマス通、此度條約改正ノ結果トシテ始テ帝國ノ噴稅ヲ取ル譯デ、敢テ收入ノ増加ヲ計ッタ譯デハナ、全ク整理ノタメ此案ヲ發シタ譯デゴザリマスケレドモ、今日カラ得ベキモノヲ減ジテシマフト云フコトモ遺憾ナ譯デアリマス、ソレカラ今一ツ附加ヘテ申上ゲテ置タイノハ、此噴稅ハ總テ帝國ガ内外國ノ外國貿易ニ從事スル船舶ニ與ヘル利益ニ附イテ取リマス譯デアリマスカラシテ、今日各開港場ニ於ケル所ノ埠頭ナリ或ハ燈明臺ナリ、ソレ等ノ利益ニ對シテ拂ハセル所ノモノデアリマスカラシテ、今日ハ自ラ噴稅法ノ中ニ燈明臺モ籠ツテ居ル譯デアリマス、故ニ之ヲ從來條約ヨリ來タル所、一港毎ニ二十二圓ヲ徵シタル所ノ手數料ト比ズルト云フ譯ニハ參ラメト思ヒマス、全ク別ナコトデ、故ニ此原案ノ稅率ヲ至當ト思ヒマス、又一ツ豫メ申上ゲテ置キタイノハ、唯今ノ修正案ノ船用品ノ積込ノタメ往來スルモノニハ、噴稅ヲ課セヌト云フ一段ニ至リマシテハ、是レ亦反對ヲ表セザルヲ得ヌコトデアリマス、ソレハ第一ニ此船用品ナルモノハ、頗ル其區別ニ難イコトデアリマシテ、現在トテモ其船用品ノ區別ト云フモノハ、非常ナ面倒ナコトニナツテ居ル、又外國ノ例ヲ見マスルト、船用品ノ認定ト云フモノハ、法律其他ヲ以テ非常ニ嚴重ニシテアル、故ニ此船用品ノタメニ噴稅ヲ免除スルト云フコトハ、チヨット容易ク參ラヌノデ、又同時ニ帝國ニ參リマスル所ノ船舶ニシテ、漁業其他ノタメニ遠洋ヲ航行スル所ノモノハ、多クハ船用品ヲ求メニモ來ル、一ハ商賣ヲナシ、一ハ船用品ヲ求メニモ來ル、其間ニ於テ此稅ヲ課セヌト云フコトニナルト、大イニ帝國ノ不利益デアラウト思フ、ソレカラ又今ノ如ク修正ニナリマシテ、獨リ船用品ノヨノコトニナリマスト、却テ海難其他或ハ破船等ノタメニ入港シタル場合ニ、噴稅ヲ課セメト云フヤウニ行ヌ嫌ガアリマスカラ、右ノ修正案ニ對シテモ、容易ク同意ヲ表シ難イ、此案ニ附キマシテハ、始テ内外國船舶ニ對スル稅法ノ行レルコトデアリマスカラシテ、政府案ニ對シテ御贊同アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御異議ガナケレバ、採決シヤウト思ヒマス

○恒松隆慶君(九十七番) 市島君ノ修正說ヲ先ニ採決シテ、其次ニ委員會ノ修正說、其次ニ原案ト、斯ウ云フ順序ニ採決ヲシヤウト思ヒマス、念ノタメニ市島君ノ修正說ヲ讀上ダサセマス

(本山書記官朗讀)

第一條 外國貿易ノ爲外國ヨリ帝國ニ來リタル内外國船舶ニハ登簿噴數一頓又ハ積量拾石ニ付五錢ノ噴稅ヲ課シ數港ヲ經ルモノハ最初ノ港ニ於テ拾錢ヲ課ス但シ登簿噴數一頓又ハ積量十石ニ付參拾錢ヲ一時ニ納付スルトキハ滿一箇年間何レノ港ニ於テモ噴稅ヲ納ムルヲ要セス

○議長(片岡健吉君) 市島君ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマスマスママイカ

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第二條ニ附イテハ、御異議ハゴザイ起立者 多數

○議長(片岡健吉君) (第二項原案ノ通)

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第三條ヲ議題ニ供シマス、是モ採決ノシヤウハ、第一條ト同ジコトニ致シマス、第一ニ市島君ノ修正說ヲ讀上ダサセテ、採決ヲ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第三條ヲ議題ニ供シマス、是モ採決ノシヤウハ、第一條ト同ジコトニ致シマス、第一ニ市島君ノ修正說ヲ讀上ダサセテ、採決ヲ致シマス

(本山書記官朗讀)

第三條 船用品積入ノ爲入港シタル船舶若ハ海難其他止ムヲ得サル事故ニ由リ入港シタル船舶ニハ噴稅ヲ課セス(但書刪除)

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマス、市島君ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、市島君ノ修正通ニ決シマス、後トハ全部ヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、市島君ノ修正通ニ決シマス、後トハ全部ヲ議題ニ供シマス

○高津雅雄君(百五十三番) チヨット伺ヒマスガ、此第五條ト稅關規則ノ三十七條四十二條トハ抵觸スルヤウニ考マス、是ハ自然此法律案ガ改正致シマスレバ、稅關規則ノ三十七條ナリ四十二條モ改正ニナリマスカ

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 御答致シマス、左様、稅關法ガ今度改正ニナリマス、從ツテ稅關規則モ改正ニナリマス

○高津雅雄君(百五十三番) 矢張唯今ハ抵觸スルヤウニナリマスカ……

○政府委員(目賀田種太郎君) 是ハ附則ニゴザイマス通、勅令ヲ以テ施行期日ヲ定ムル譯ニナリマスカラ、今直ニ施行ト云フ譯ニハ參ラヌノデアリマス

○議長(片岡健吉君) 原案ニ御異議ガナケレバ、原案通決シマス

○恒松隆慶君(九十七番) 全部ニ二讀會ハ濟ミマシタカ

○議長(片岡健吉君) 濟ミマシタカ

○議長(片岡健吉君) 會期モ追々切迫致シマシタカラ、ニ二讀會ハ直チニ御決議ニナランコトヲ希望致シマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

卷之三

憲稅法案

第二二讀會

〔「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ〕

第三 戰器火藥類取締法案(政府提出)

第一讀會

○早川龍介君(二十七番)チヨウト一言致シマズガ、此戎器火薬類取締法案ノコトニ附キマシテハ、餘程此頃カラ質問ヲ致シマシタガ、隨分一般ニ之ヲマスコトニシマシタ、政府ノ意思モ承リマシタガ、強テ反対ヲ申スト云フコトデモゴザイマセヌデ、長谷場君ヨリ修正案ヲ提出セラル、コトニナッテ居リマス、私カラ御賛成ヲ請ウテ置キマシタ諸君モアリマスカラ、一言申シテ置キマスガ、私ト長谷場君トノ意見ハ毫モ違ヒマセヌノデ、其コトヲチヨウト諸君ニ一言致シテ置キマス

〔長谷場純孝君演壇ニ登ル〕

○長谷場純孝君(十五番) 私ハ此戎器火薬類取締法案、之ニ修正ヲ加ヘタイ
ト思ヒマスカラ、第二讀會デハゴザイマスケレドモ、私ノ修正ハ此全部ニ瓦ツ
タ所ノ修正デゴザイマスカラ、一應其理由ヲ全部ニ瓦ツテ述べテ置キタイト
思ヒマス、今日ノ有様デ戎器火薬取締法案ヲ改正サル、ハ、最モ必要ノコトデ
アラウト思フノデゴザイマス、ソレデ私ハ此案ノ大體ニ附イテハ贊成ヲ致
シマス、然レドモ此中ニ戎器ト申ス中ニハ、刀劍及槍戟ノ類モ含蓄シテ居ル譯
デゴザイマスカラ、先達テ一次會ノ續ニ質問モ試ミマンタル通、此法案ノ中ニ
槍戟刀劍ヲ混同致シマシテハ、大變不都合ガ生ジルデアラウト云フコトヲ信
ズルノデゴザイマス、故ニ簡短ニ申シマスレバ、此戎器火薬類取締法ト云フノ
ヲ銃砲火薬類取締法——「戎器」ト云フ文字ヲ「銃砲」ト直シマシテ、刀劍槍戟
ト云フモノハ、此法案ヨリ省ク積デゴザイマス、是ガ即チ大體ノ趣意デゴザイ
マス、ソレデ此第一條ニ於キマシテハ「銃砲」ト稱スルハ軍用銃砲及非軍用銃砲
ヲ謂ヒ火薬類ト稱ズルハ云々ト、從ツテ之ヲ修正スルノデゴザイマス、ソレカ
ラ第二條ノ但書ハ「火薬商及官廳ノ特許ヲ受ケタル者ノ火薬類ノ」ト云フ字ガ
アリマスガ、之ヲ修正ヲ加ヘマシテ、但書ヲ「火薬商及特ニ官廳ノ許可ヲ受
ケタ者ノ火薬類輸入ハ此限ニ在ラス」ト、斯ウ修正ヲスルノデアリマス、
ソレカラ第五條ニ「戎器」トアルヲ總テ「銃砲」ト改メ、同條第一項ノ「及研磨」
ノ三字ヲ削リマス、第六條モ其通「戎器」ヲ「銃砲」ト改メ、第七條ニ「火薬商及
銃砲販賣ヲ營業トスル戎器商云々」ト云フコトガゴザイマス、之ヲ「火薬商及
銃砲商ノ廳府縣ニ於ケル定員ハ内務大臣之ヲ定ム」ト、斯ウ修正ヲスル、第八
條ハ原案ノ儘デ宜カラウト思フ、第九條ノ「戎器」トゴザイマスノヲ皆「銃砲」

ト改メマス、ソレカラ第十條ニ於キマシテ、理由ヲ少シク述ベテ置キマセヌト
ナラナイコトガゴザイマス、一體委員會ニ於キマシテハ、第十條ヲ削除サレタ
ノデゴザイマス、然ルニ委員會ニ於テ此十條ヲ削除サレタノハ、如何ナル理由
カト申スト、先達委員長ヨリ御報告ニナリマシタ通、鐵砲ヲ製造スル者ガ、直
接ニ他ノ人ニ賣渡スコトヲ得ルト云フヤウニナシタイト云フ御意見デ、之ヲ
削除サレタノデ、是ハ即チ銃砲ノ製造者ハ銃砲販賣營業者ノ手ヲ經ナケレバ、
賣ルコトガナラナイト云フコトニ原案ハナシテ居タルノデゴザイマス、併シ此
十條ハ重ニ銃砲ノ方ニ用ヒタモノデハゴザイマセズシテ、此法ノ精神ハ火薬
ノ方ニ重ニ用ヒテアルノデゴザイマス、立法者ノ精神モサウデアラウト思フ
ノデゴザイマス、ト云フモノハ十條ヲ削除シマシタナレバ、直チニ非常ナ鑛業
上ノ不都合ヲ來スコトハ明ナルコトデゴザイマス、特ニ官廳ノ許可ヲ得タモ
ノハ、或ハ外國人ノ手ヲ經ズシテ、臨時ニ數千斤ノ火薬ヲ要スル、之ヲ要シナ
ケレバ大變ナ不利益ガ起ルト云フコトハ、分リキッタコトデアル、大鑛山ヲ所
有シテ居ル或ル鑛山師ノ如キハ、既ニ此特ニ官廳ノ許可ヲ得テ直接ニ火薬ヲ
輸入シツ、アルノデゴザイマス、然ルニ之ヲ削除シテシマヒマシタナラバ、
大キナ鑛山ヲ持フテ居ル人ハ、矢張此法律ニ支配サレテ困ルコトモ起ラウト
思フノデゴザイマスカラ、此十條ヲ復活致シマシテ、此但書ニ「官廳又ハ官廳
ノ特許ヲ得タル者ニ對シテハ」トアルノヲ「但シ官廳又ハ特ニ官廳ノ許可ヲ得
タルモノニ對シテハ」斯ウ修正ヲ加ヘタイト思フノデゴザイマス、ソレカラ第
十一條ハ、「戎器云々」トアルノヲ「銃砲」ト直シマス、ソレカラ十三條ノ「前項ノ場合
ニ於テ警察官憲兵ハ必要ト認ムルトキハ戎器ノ検査ヲ爲シ又ハ戎器云々」ト
ゴザイマスノヲ二箇所トモ「戎器」ヲ「銃砲」ト直シマス、ソレカラ第十八條ノ
第一號「戎器云々」トゴザイマスノヲ「軍用銃砲及火薬類ノ貯藏運搬云々」トス
ウ直シマス、ソレカラ同條第三號ノ「煙火」ト云フ字ノ上ニ「導火線」ノ三文字
ヲ加ヘルノデゴザイマス、是ガ大體ニ附イテノ修正ノ趣意デゴザイマス、最早
相談ヲ盡シマシタ所ガ、陸軍ニ於テハ第四條ニ對シテハ、矢張此本案ガ成立シ
タナラバ、凡ソ左ノ如キ文意ヲ以テ、勅令ヲ以テ此區別ヲ定メルト云フコトデ
ゴザイマス、果シテ其通デゴザイマスレバ、私ハ別ニ差支ハナイト思フ、其文
意ト云フノハ「口徑五釐以上ニシテ腔線ヲ施シ千米突以上ノ照尺ヲ裝シタル
モノ但シ特ニ獵用若ハ射的用ノタメ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラス」斯ノ
如キ文意ヲ以テ定メルト云フ見込デアル、是ハ省議デ確定シタコトデハナイ
ガ、陸軍ノ政府委員ノ見込ハ、大凡斯ノ如キノ文意ヲ以テ定メマシタナラバ、
獵銃ト非獵銃トノ區別ヲ明ニシテ、營業者若クハ獵銃ヲ取扱フ者ノ間ニ疑フ
生ズルコトハアルマイト云フコトデゴザイマスカラ、果シテ其文意ヲ以テ、勅
令ヲ發セラル、ナラバ、本員ハ聊カ差支ハアルマイト云フ返事ヲ致シマシタ

譯デゴザイマス、大體カラ申シマスレバ、此十條ノ復活、十條ノ復活ハ此法案ノ骨子デアラウト思フノテアリマス、若シ十條ヲ削除致シマシタナラバ、殆ド銃器ノ製造者、ヲレカラ銃器ノ販賣者ニ向クテ、取締ノ本源ヲ失シテ甚ダ困コトガ生ズル、其一例ヲ申シマスレバ、若シ之ヲ削除致シマシタナラバ、或ハ砲兵工廠見タヤウナ所ニ二三箇月モ職工ヲシテ雇レテ居クタ者ガ、不都合ノタメニ職ヲ罷メラレテ、聊カ鐵砲ヲ携ヘル道ヲ覺エタ者ガ、市中ニ至クテ龜三本萬力一挺位持クテ居クテ、役ニ立タヌ鐵砲ヲ買集メテ、三箇所モ四箇所モ銃心ヲ接イデ、薬ヲ掛ケテ焼直ヲシテ——サウスルト外見ハ少モ變ラヌ、ソレヲ安ク地方ノ正直ノ人ヲ欺イテ、ドシク賣タナラバ、地方ノ人ガ其銃ヲ以テ數發スル中ニハ、接イタ所ガ破裂スル、斯ノ如キ危險ハ此條ヲシテ復活セシメナイ以上ニハ、起ルモノト私ハ斷言シテ差支ナイモノト思フ、マア四年モタダテ、我銃砲ノ製造者ガ發達シタ曉ニハ、此條ハ削除シテモ宜イカ知ラヌガ、今日ノ場合ニ此條ヲ是非復活シテ置カナケレバ、思ハナイ人命ノ危害ヲ生ズルコトガナトモ云レマセヌカラ、私ハ之ヲ復活スルコトヲ主張シマスガ、サウシテ委員會デ削除ニナツタ精神ニモ悖ルコトナイト、「官廳又ハ特ニ官廳ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ此限ニ在ラス」トシテアルカラ、地方ニアル鍛冶屋鐵砲製造ノ免許ヲ受ケテ居ル以上ハ、其邊ノコトハ細則ヲ以テ規定サレテデス、其細則ニ依クテ地方警察官ニ出願シテ許可ヲ得テ、其最寄ニ鐵砲屋ニ持クテ行キ、又注文スレバ必ず意ノ如クニ出來得ル範圍ヲ茲ニ存シテアルカラ、決シテ委員會デ削除サレタル精神ニモ悖ル譯デモナイト思ヒマス、之ニ對シテ御質問デモゴザイマスレバ、御答致シマセウケレドモ、大體御分リニナツタコト、思ヒマスカラ……

○佐藤清君(百六十八番) 此法案ノ第一條ノ戎器ヲ取シテ銃砲トスル以上ハ、刀劍ト槍戟等ハ除クノデアリマスカ
 ○長谷場純孝君(十五番) 刀劍槍戟ト云フモノハ、御質問ノ通ニ除ク、ソコニ當局者ニ於テ若シ仕込候ノ類ニシテ、取締ノ必要ガアルトシタナラバ、私ハ法案ノ如何ニ載ノ取締法ヲ單行法律トシテ、議院ニ提出ニナツタナラバ、刀劍槍依クテ、贊否ヲ決スル積アリマス
 ○星亨君(二百三十四番) 私ハ長谷場君ノ修正ニ贊成ヲ致シマス、願ハクバ直チニ一條ヨリ九條マデヲ採決シテ、十條ヲ一ツダケ別ニ採決シテ、後トハオハ松隆慶君(九十七番) 星君ノ云フ通デ宜シウゴザイマセウ
 ○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアルモノト認メマス、ソレデハ第一條ヨリ第九條マデ、長谷場君ノ修正ニ附イテ採決致シマス
 ○議長(片岡健吉君) 賛成タクト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、長谷場君ノ修正通決シマス

○根本正君(三百番) 私ハ十條ニ……
 ○議長(片岡健吉君) 十條ハマダ議題ニ供スルコトヲ宣告致シマセヌ——第十條ヲ議題ニ供シマス、根本正君
 ○根本正君(三百番) 私ハ長谷場君ノ復活論ヲ贊成スル者デアリマス、若シ之ヲ取りマシタナラバ、此法律ノ精神ガ缺タルコトニナリマスカラ、十條以上全部モ贊成致シマス
 上「贊成」又ハ「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) ソレデハ、十條ハ長谷場君ノ修正説ニ附イテ、採決致シマス
 ○議長(片岡健吉君) 是ハ委員會デ削除ニナツテ居リマスカラ、念ノタメニ採決致シマス、第十條長谷場君ノ復活ノ修正説ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) 然レバ長谷場君ノ修正ニ通決シマス、本案ノ二讀會ハ、是デ濟ミマシタ
 ○恵松隆慶君(九十七番) 長谷場君ノ修正ニ速ニ贊同ヲ與ヘタガ、此法案モ貴族院ニ行カナケレバナラヌモノデアルカラ、此場合ニ於テ直チニ二讀會ヲ開イテ、確定セラレンコトヲ希望致シマス
 「贊成タク」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) 直チニ本案ノ二讀會ヲ開クト云フコトニ、御異議アリマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) 戰器火藥類取締法案(政府提出)
 ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガナケレバ、確定致スコトニ致シマス
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) 新井啓一郎君(二百八十七番) 此際ニ臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル大審
 院ノ裁判權ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、許可ヲ願ヒ
 ○議長(片岡健吉君) 新井啓一郎君ヨリ此際委員會ヲ開クニ附イテ、許可ヲ求メラレマシタガ、許シテ異議アリマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(片岡健吉君) ワレデハ許可スルコトニ致シマス、議事日程第四、營業稅法中改正法律案ハ、委員長カラ報告ヲ延バシタイト云フ申出デガアリマスガ、異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程第五、不動産登記法案ノ第一讀會ノ續、
中村榮助君

〔中村榮助君演壇ニ登ル〕

第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

○中村榮助君(二百七十九番) 不動産登記法案ノ特別委員會ノ經過ヲ御報告致
シマス、委員會ハ一月二十五日ヨリ二十日マデ都合四回ニシテ審査結了ヲ致
シマシタ、逐條審議ノ上ニ委員會ノ修正意見ハ、議長ノ手許マテ報告ヲ致シテ
置キマシテゴザイマス、尙ホ審査ノ概略ヲ單簡ニ述ベヤウト存ジマス、諸君、
御承知ノ通、本案ハ第十二議會即チ前議會ニ政府カラ提出ニナリマシテ、既
ニ特別委員ノ審査報告済トナックタノデゴザイマス、ソレト今度出マシタ所ノ
此案ト比較致シマスルト、大體ニ於テ相違ハゴザイマセヌガ、六箇條バカリ
箇條ガ殖エテ居ルノデゴザイマス、ソレデ此發案ノ理由ハ、既ニ諸君ノ御承知
ニナクテ居ルコトデゴザイマスルガ、現行登記法ハ明治十九年ノ公布デアツテ、
二十年及二十三年ニ修正ガ加リマシタガ、尙ホ不完全ニシテ大ニ修正ヲ要
スル箇條ガアルノデゴザイマス、殊ニ又民法修正ノアリマシタ上ハ、全部ニ
瓦ツテ修正セネバナラヌ必要ガ起ツテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ其他ニ十五箇條ノ修正ハ
シタ此案ノ要旨ヲ調べテ見マスルト、第一此地所建物ノコトニ附イテ、登
記ノ手續ヲ定メテ、即チ此名稱ハ不動産登記法ト改メタノデ、船舶又ハ其他ノ
意匠トカ商標トカ云フモノハ、他ノ法律ニ讓ルト云フノ精神デゴザオマス、
ソレカラ民法ノ規定ニ效果ヲ收ムルコトノ出來ナイ箇條ヲ殖ヤシテ、民法ノ
規定ト一致サンタイト云フノ趣意ト、ソレカラ現行登記法ニナイ所ノ假登記
トカ豫告登記トカ云フヤウナモノヲ、更ニ始メルト云フコトデ、尙ホ此登記
ノ手續ヲ改良致シマシテ、登記ノ正確ヲ保ツタメノ方針ヲ取ッテ、或ハ此登
記官吏ノ處分ニ附イテ抗告ノ途ヲ開キ、尙ホ實際運用上ニ差支ノナイヤウニ、
完全ニスルト云フノガ、此案ノ本旨ニナックタニテゴザイマス、ソレデ委員ハ此案ニ
レマシテハ、第十條及第二十一條第百五十條、此三箇條ニ聊カ修正意見ヲ以テ
修正ヲ致シマスデゴザイマス、其第十條ノ文中ニ「二箇月ヲ超エサル期間」ト
ゴザイマスノヲバ「期間ヲ定メテ」ト云フコトニ修正ヲ致シマスルノデ、ソレ
カラ第一十一條中ノ第一項ノ但書ヲ削ルト云フコト、ソレカラ第百五十條ノ
「權利ヲ害セラレタリトスル」ト云フコトガゴザイマスルガ、之ヲ「不當トス
ル」ト云フコトニ修正ヲ致スノデゴザイマス、此三箇條ニ少シ宛修正ヲ致シマ
ス、先づ第十條ヲ修正致シマシタル理由ヲ短簡ニ述べマスルト、此二箇月ト云
フコトヲ豫メ法律ニ限テ置キマスコトハ、實際ニ甚ダ窮屈ヲ感ジマスノデ、
ソレデ天災トカ地變トカ變亂ノトキニハ、司法大臣ガ此期間ヲ定メマシタナ
ラバ、餘程便利ヲ得ルデアラウト云フコトデ、餘リ是ハ權利上ノ消長ニハ關係
ガゴザイマセヌカラ、斯ノ如ク修正ヲ致シタイト有ジマス、又第二十一條ノ

第一項ノ但書ヲ削ルト云フコトハ、汎ク此閱覽ノ自由ヲ與ヘテ、單簡ニ取扱
ヲ爲シテ人民ニ便利ヲ得サセヤウ、ソレ故ニ此但書ノ制限ヲ削リタイト云フ

ノデゴザイマスデ、是ハ諸君モ御承知ノ如ク利害ト云フコトノ認メヤウハ、不
親切ナ取扱方ヲシマシテ、此疏明ト云フコトノ區域ガ嚴酷ニナリマスレバ、往
往ソレガタメニ弊害ヲ生シ、又繁雜ヲ起ス等ノコトヲ免レマセヌカラ、此但
書ヲ削リタイト云フノデゴザイマス、ソレカラ第百五十條ノ此「不當トスル」

ト云フコトニ致シマスルノモ、矢張此「權利ヲ害セラレタリトスル」ト云フコ
トデハ、範圍ガ甚ダ漠然トシテ居ルノデゴザイマス、ソレデ他ノ法律文トモ
比較ヲ致シマシテ「不當」ト云フコトニ修正ヲ致シタインデゴザイマス、ソレ
デ是ハ登記官吏ガ規定ニ反クト云フコトハ、勿論アリトアラユル場合ヲ含メ
テ置キマシタナラバ、此不當ト云フコトノ區域ヲ擴メマセウト存ジマスカラ、
之ヲ修正致シタイト云フノデゴザイマス、ソレカラ其他ニ十五箇條ノ修正ハ
ゴザイマシタガ、是ハイヅレモ消滅致シテ成立チマセヌカラ、別段ニ御報告
ハ致シマセヌ、概略委員會ノ經過ハ、唯今述ベマシタ通デゴザイマス
○恵松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、モウ異
議ハゴザイマセヌ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ今恵松隆慶君カラ、直チニ第二讀會ヲ
開キタイト云フ動議ガアリマシタガ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致レ
マス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ今恵松隆慶君カラ、直チニ第二讀會ヲ
開キタイト云フ動議ガアリマシタガ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致レ
マス

不動産登記法案(政府提出)

第二讀會

○恵松隆慶君(九十七番) 全部一括シテ議題トセラレントヲ望ミマス
(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 朗讀ヲ省イテ、全部ヲ議題ニ供シマス
○恵松隆慶君(九十七番) モウ委員長ハ別ニ辯明ハゴザイマセヌカ、唯此箇
條ニハ三箇條ノ修正デゴザイマスガ、是ハ尤ナ修正デゴザイマスカラ、別ニ
意見モアルマイト思ヒマスカラ、直チニ決議ニナランコトヲ望ミマス
○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ニ御異議ハアリマセヌカ、ナケレバ全部
委員會ノ修正通決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○恵松隆慶君(九十七番) 直チニ確定アランコトヲ希望致シマス
(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト見テ宜ウゴザイマスカ

確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト認メマス、議事日程第六、海
陸ガゴザイマセヌカラ、斯ノ如ク修正ヲ致シタイト有ジマス、又第二十一條ノ

港検疫法案第一讀會ノ續——出水彌太郎君

第六 海港検疫法案(政府提出)
族院送付

第一讀會ノ續(委員長)
(報告)

第七 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長)
(朝倉親爲君演壇ニ登ル)

國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長)

- 出水彌太郎君(二百一十一番) 本案委員會ノ結果ヲ報告致シマス、一月二十五日ト三十日ノ兩日ニ委員會ヲ開キマシテ、貴族院ガ回付シマシタ修正案ヲ可決致シマシタ、全部全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、本案ハ極必要ノ法律案デアリマスカラ、ドウカ本會ニ於キマシテモ、讀會省略デ速ニ決定ナラシコトヲ希望シマス
- 恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ是マデハ流行病ガアタトキニ、檢疫所ヲ開ク、今度ハ常設ニスル、如何ニモ斯ウ云フコトハサウナラネバナラヌ、火事ガアッテ俄ニ啣筒ヲ求メルヤウナコトヲシテモ間ニ合ハナイ、故ニ速ニ讀會省略ヲ以テ可決セラレントコトヲ希望シマス
- 議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ノ讀會省略ト云フコトニ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 山内吉郎兵衛君(二百四十番) 私ハチヨット委員長ニ質問致シタウゴザイマス、此第六條ノ第一項ノ「等」ト云フ一字ヲ削ルト云フコトハ、甚ダ不當デアラウカト思フノデゴザイマス、ト云フノハ「等」ノ字ヲ削リマスルト、船員ノミヲ、乗組員ノミヲ検査致シテ、其携帶品並ニ器具、其近傍ニアル器械等ニハ、即チ検疫ヲ致サヌト云フコトニナルデアラウト思ヒマスガ、此邊ハ如何ナ理由ヲ以テ此「等」ノ字ヲ削ラレタモノニアリマスカ、質問ヲ致シマス
- 出水彌太郎君(二百二十二番) 御答致シマス、此「等」ノ字ハ物件ニ對シタルモノハナキ、此政府案ガ「等」ノ字ヲ入レマシタ趣意ヲ政府委員ニ聞キマシタ所ガ、船舶乗組員ノ外ニ、或ハ商船會社トカ郵船會社トカ云フ會社ノ社員ガ、乗組ムト云フコトガアル、ソレ等ハ檢疫船ニ移スト云フコトハ、別ニ置カナイデモ、詰リ船客乗組員ヲ含蓄スルカラ、要ラヌト云フコトカラ、此條ヲ削シタノデアルト云フノガ、貴族院ノ趣意デアル、斯ウ云フノニアリマシタカラ、物件ハ別ニ消毒法ヲ行ヒマシテ、他ノ檢疫所ニ移スト云フコトハシナイト云フコトニアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

海港検疫法案

確定議

- 議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌケレバ、確定ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 議長(片岡健吉君) ソレデハ確定シタルモノト認メマス、議事日程ノ第七、國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案第一讀會ノ續——朝倉親爲君

- 朝倉親爲君(百三十五番) 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案ノ經過ヲ御報告ニ及ビマス、先月二十五日同三十一日二月一日、此三日ニ審查會ヲ開キマシタ、此案ハ誠ニ單簡ナル案デゴザイマスケレドモ、國家經濟ニ關スル至大ナ問題デゴザイマスルニ附キマシテ、誠ニ單簡デハゴザイマスケレドモ、三日間ノ委員會ヲ開キマシテ政府委員等ニ數回質問ノ末、結局此案ハ今日ノ場合、外國ニ國債ヲ募ルコトハ適當ナル案デアルト云フ譯デ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シタコトデゴザイマス、ドウゾ滿場諸君ニ於テモ速ニ可決アランコトヲ希望致シマス、御報告ヲ……
- 恵松隆慶君(九十七番) 別ニ質問モナササウニ見エマス、是ハ成ル程重大な問題デハゴザイマスガ、委員會モ滿場一致デシタ位ノコトデ、無論斯ウナケレバナラヌ、讀會ヲ省略シテ、直チニ可決アランコトヲ希望致シマス
- 議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、讀會ヲ省略致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ又「反對」ト呼フ者アリ〕

國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 星松三郎君(二百四十一番) 私ハ矢張是ハ條ヲ逐フテ、御遣リナサル方ガ宜カラウト思フ、近來此議會ノ有様ヲ見マスルニ、「一日討議ヲ致シテ二日ハ休ムト云フヤウナ風ガ行レテ、晝ニ此議案ヲ目ニ觸ル、間モナイ位ノ瞬時ノ間ニ通過スル拵ト云フコトハ、甚ダ議會ノ上ニ取ツテハ面白カラナイ、ソレデ私ハ縱令御異議ノナイモノデアッテモ、正式ノ順序ヲ經テ御討議ナルヤウニ願ヒタトイ云フ考デアリマス、餘リドウモ此進行スルモ宜シイガ、議會トシテハ議案ヲ見ズンテ讀スルナント云フコトハ、甚ダドウモ面白カラナイ(「無用無用」ト呼フ者アリ)ソレ故ニ私ハ矢張免ニ角正式ニ物ヲ御ヤンナサルヤウニ希望致シマス、矢張一讀會ニ讀會ト異議ガナケレバ、ズンク進行シテ宜シウゴザイマスガ、省略タクト云フコトハ、甚ダ議會ニ取ツテハ面白カラナイ、シテ受持ノ議案ノ外ハ、御覽ナサラナイダラウト思フ(「無用々々」ト呼フ者アリ)サウ云フ次第アリマスカラ、免ニモ角ニモ此議會ハ諸君ガ此處ニ御寄ニナルノハ、議スルタメニ御寄ニナッテ居ルノデアル、晝ニ進行バカリ計ル場合デハナイト思フ
- 議長(片岡健吉君) 讀會省略ニハ異議ガナイト云フコトデ、讀會省略セラレタルモノト、議長ハ認メテ居リマス
- 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ決ヲ採リマス、本案ニ附イテハ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、確定ト認メマス、議事日程第八ノ營業税法中改正法律案ハ、委員長カラ報告ヲ延バシテ吳レイト云フコトデアリカラ報告ヲ延バシテ吳レイト云フコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ハ第九、府縣農事試驗場國庫補助法案、是モ委員長カラ報告ヲ延バシテ吳レイト云フ申出デガアリマスカラ、是モ今日ハ報告ヲ延バスコトニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ハ第十、愛媛縣下郡界變更法律案第一讀會ノ續、委員長ノ報告——大三輪兵衛君

第一讀會ノ續(委員長)

(大三輪兵衛君演壇ニ登ル)

○大三輪兵衛君(百四十八番) 愛媛縣下……

○鹽田忠左衛門君(二番) 議長、議長

○議長(片岡健吉君) 今委員長ノ報告中デス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 郡界變更法律案デス、御承知ノ通、是ハ誠ニ單簡ナ案デアリマシテ、伊豫國西宇和郡平野村ヲ同縣下ノ喜多郡ニ編入スル、段々委員會ヲ取調ベマシタ所ガ、總テ縣廳モ異議ナシ、同村モ異議ナシ、郡廳モ異議ナシ、少モ障リハゴザイマセヌ、ドウカ速ニ御賛成アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○鹽田忠左衛門君(二番) 明治二十九年度豫備金支出ノ件外七件ノ委員會ヲ開クタメニ、是ヨリ退席ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 鹽田忠左衛門君カラ、委員會ヲ開クタメ退席シタイト云フ請求ガアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、鹽田忠左衛門君ノ申出ノ通ニ致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 是ハ直チニ二讀會ヲ開カル、コトニナラウト思ヒ

マスガ……

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開カル、コトニナラウト思ヒ

ナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 愛媛縣下郡界變更法律案(重岡薰五郎君提出)

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ此場合ニ二讀會ヲ開イテ、確定セラレヌコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君(九十七番) 是モサウ考ハ要ラナイ、直チニ第三讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 愛媛縣下郡界變更法律案(安部井磐根君提出)

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 安部井磐根君(二百五十八番) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス、次ハ議事日程ノ第十一、實業練習生補助費ニ關スル建議案、安部井磐根君

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 安部井磐根君(二百五十八番) 本會ノ委託ヲ受ケマシタ實業練習生補助費ニ關スル建議案ノ審查委員會ノ結果ヲ御報道申シマス、此案ハ即チ國富ヲ將來ニ望メバ、ワレダケノ手數費用ヲ掛ケネバナラヌト云フ精神ヨリ來ツテ居リマシテ、委員等ハ敢テ之ヲ非トシマセヌ、獨リ非トセザルノミナラズ、此趣意ヲ全ウセントスルニハ、之ニ加フルニ商況視察員ト云フモノヲモ派サネバナラヌ、斯ウ云フ議論ニ立入りリマシテ、即チ御手許ニ回ツテ居リマスル通、末ノ以上ト云フモノ、上ニ、商況視察費ト云フコトヲ加ヘマシテ、ソレニ隨ツテ又此前案ノ第一ノ箇條ヲ——文字ヲ補充致シタノデゴザイマス、其填補シタル文字ハ、既ニ諸君モ御承知ノ通ト存ジマスルデ、別段申シマセヌ、此他格別ノ異議モゴザイマセヌデ、一致デ決議致シマシタ、此段御報道申シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員會ノ修正通デ御異議ハゴザイマスマイカ、(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、次ハ議事日程ノ第十一、社寺林地保管法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 出水彌太郎君

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第十二、社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第一、社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第一、社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第一、社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第一、社寺林地保管法案(出水彌太郎君外三名提

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

ニ屬スルモノハ社寺林地ト稱シ其ノ社寺ニ於テ之ヲ保管セシム

但シ社寺ニ於テ保管ヲ欲セサルモノハ之ヲ辭スルコトヲ得

第二條 社寺林地ノ保管者ハ神社ニ於テハ神官氏子總代寺院ニ於テハ住職

檀家總代(檀家總代ナキモノハ信徒總代)トシ社寺林地ニ關スル一切ノ責

ニ任セシム

但シ府縣知事ノ許可ヲ得テ特ニ保管者ヲ設クルコトヲ得

第三條 社寺林地三十町歩以上ノモノハ看守人ヲ設ケ府縣知事ニ届出ヘシ

第四條 社寺林地ハ府縣知事ノ管轄ニ屬シ農商務大臣之ヲ監督ス

第五條 社寺ハ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取スルコトヲ得

第六條 社寺ノ風致其ノ他水源涵養土砂扞止等總テ公共ノ利害ニ關スル樹

竹土石ハ採取スルコトヲ得ス

第七條 社寺林地ヲ使用シ變更シ又ハ建物ヲ設ケントスルトキハ府縣知事

ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 社寺ノ維持保護上必要ニ依リ社寺林地ノ樹竹ヲ伐採シ又ハ土石ヲ

採掘セントスルトキハ第六條ニ關スル部分ヲ除キ豫メ施業案ヲ製シ府縣

知事ノ許可ヲ得テ採取スルモノトス

第九條 社寺林地ノ副產物(樹實、齒草、落枝、落葉、下草、晚荀、類)ハ

豫メ府縣知事ノ認可ヲ受ケ採取スルコトヲ得

第十條 本法第八條ニ依リ樹木ヲ伐採シタルトキハ其ノ跡地ヘ三年以内ニ

樹苗ヲ植栽スヘシ

第十一條 社寺ハ社寺林地ヲ保護愛養シ無立木地ニハ漸次樹苗植栽ヲ圖ル

ヘシ

第十二條 官用又ハ公用ノ爲社寺林地ヲ供用スルノ必要アルトキハ其ノ部

分ニ限リ社寺ノ保管ヲ解除スルコトアルヘシ

第十三條 製艦其ノ他官用ノ爲大樹ノ必要アルトキハ政府ニ於テ伐採スル

コトアルヘシ

第十四條 府縣知事ニ於テ植樹ノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ保管者ニ命シ

苗木植付ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十五條 本法第六條第八條ニ違背シタルトキハ其ノ樹竹土石ヲ官沒シ賣

却セシモノハ其ノ代金ヲ追徵シ保管者ヲ二圓以上百圓以内ノ罰金ニ處ス

第十六條 本法第七條ニ違背シタルトキハ保管者ヲ二圓以上五十圓以内ノ

罰金ニ處ス

但シ使用地ハ之ヲ禁止シ變更地ハ原形ニ復セシメ建造物ハ解除セシム

ルコトアルヘシ

第十七條 本法第九條第十條及第十一條ニ違背シタルトキハ保管者ヲ二圓

以上二十圓以内ノ罰金ニ處ス

第十八條 此ノ法律ニ關スル施行細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(出水彌太郎君演壇ニ登ル)

○出水彌太郎君(二百二十二番) 本案ハ去ル十九日ノ議事日程ニ上リマシタ
所ガ、政府カラ之ニ關聯スルノ議案ヲ提出スルト云フノ廉ヲ以チマシテ、議
事が延期ニナフテ居リマシタ、本日ノ即チ議事日程ニ上リマシタ譯アリマス
デ、政府ノ案ハ既ニ一昨々日委員付託ニナリマシタ國有林野法案ト國有土地
森林原野法案ノ二案ニアリマス、此政府ノ法律案ト本案トハ、多少關聯ハ致シ
テ居リマスルガ、案ノ精神ニ至リマシテハ、餘程異ナル所ガアリマスルデ、本
案ノ精神ヲ一應陳述致シタイト思フノアリマス、政府案ハ御承知ノ如ク、
地租改正又ハ社寺上地處分ノトキニ、民有ト云フ調査ガアリマスモノヲ誤、
テ官有ニシタモノガアルカラ、其證據物ノアルノハ、更ニ出願スレバソレヲ民
有ニ下戻シテ遣ルト云フノガ眼目ト、ソレカラ今一ツハ、公共又ハ公益事業ノ
タメ、或ハ緣故アルモノ等ニ、隨意契約ヲ以テ拂下スルコト、又ハ貸下スルコ
ト交換讓與委托ト云フヤウナ條項ヲ置カレマシタノガ、政府案ノ主眼ナンデ、
是ハ諸君モ御承知ノ如ク、從來ノ法規ハ錯雜デアリマシテ、一定ノ法律ナイガ
故ニ、既ニ農商務省ニ下戻シ申請、若クバ拂下等ノ願書ガ、二千五百通程積堆
シテ居ルト云フコトデアルノデ、ソレヲ一定ノ法律ノ下ニ制裁シテ處分スル
ト云フノガ、大體ノ政府案ノ精神ニアラウト思フ、所ガ此社寺林地保管法案、
即チ私共ガ提出致シマシタ法案ノ性質ハ、是ハ其社寺境外上地ト云フモノヲ
國有ニシタノガ、甚ダ不當デアルト云フノガ趣意デスデ、大體此コトニ就キマ
シテハ、前年來今井磯一郎氏ガ本院ニ提出致シマシタコトガアル、既ニ此案ノ
透明文デ、大多數ヲ以テ本院ハ可決致シテ、貴族院ニ回リマシタト云フ事實
ガアルノデス、所ガ貴族院ニ於キマシテハ、既ニ會期ガ切迫致シマシタ故ニ、
ソレヲ議スルコトガ出來ナカツタノデス、其後解散等ワタメニ、遂ニ可決ナラ
ズト今日ニ至リマシタノハ、誠ニ遺憾ノ至リナンデゴザイマス、此社寺ノ境外
土地ヲ舊ノ如ク社寺ヘ戻シテ遣ルト云フノガ、大體ノ精神ニアリマスガ、併ナ
ガラ若シ之ヲ社寺ニ戻スト云フコトニ致シマスルト、或ハ濫伐等ノ弊ガ出來
マシテ、遂ニ國土保安トカ、水源涵養若クハ土砂扞止等ノ害ヲ爲スト云フ嫌ガ
アリマスルガ故ニ、社寺ニ保管セシメテ、府知事が之ヲ管轄致シマシテ、農商
務大臣ガ監督スルト云フノガ、本案ノ趣旨アリマス、諸君モ御承知ノ如ク、
我國ノ美觀ト云フモノハ、多ク此社寺ト云フモノニアリマスルコトハ固ヨリ、
寺ノ即チ財産、ソレヲ以テ社寺ヲ維持保存セナケレバナラヌト云フ林地ヲ唯
境内——現境内ト申シマスル法用其他ニ差支ナイト云フダケノ、ホン狹少
ナモノダケヲ社寺ニ渡シテ、其境外ダル即チ社寺ノ財產ノ上地林ヲ悉ク
官林ニ悉ク上地シテシマフタト云フモノハ、即チ取りモ直サズ社寺ノ財產ヲ
奪ウタ云フ結果ニナリマスルガ故ニ、此上地林ノ處分ガアリマシテカラ後、
山アルナシデゴザイマス、故ニ政府ハ古社寺保存法ト云フモノヲ以テ、古社寺

ニ多少ノ保護ヲ與ヘルト云フコトモ出來テ居リマスルシ、尙ホ又宮室カラモ、若クバ政庫カラモ、古社寺ニ對シテハ保存費ト云フモノヲ下ダテ居リマス、斯ノ如ク社寺ノ我日本ノ美觀若クバ國體ニ關係ノアルト云フコトハ、政府ハ固ヨリ民間ニ於キマシテモ、十分、信シ得テ居リマスルノデアルニモ拘ラズ、此境外上地林ヲ國有トシテ證據物ノアルモノハ下戻ストカ、若クバ拂下ゲルトカ、或ハ貸付ケルトカ云フヤウナ法規デ、此社寺ノ境外林ヲ縛リマスルト致シマスルト、竟ニ社寺ノ中其證據物ノナイト云フ所ハ、ソレヲ求メ得ルコトガ出來ナイト云フ結果ニナリマスルノデアリマス、尙ホ社寺ノ上地林ニハ非常ナ小サナモノガ多クシテ、大イナルモノハ極少イノデアリマスカラ、之ヲ國有トシテ保管致シマスルトキニハ、是ニ對スル政費モ亦澤山ニ要スル次第アリマス、既ニ全國ノ社寺數總計殆ド三十万程アリマス、尙ホ社寺ニハ大抵上地林ト云フモノガ附イテ居リマス、境外林ガ附イテ居リマス、ソレヲ一本ノ枯損木ヲ賣拂フニモ、悉ク小林區署カラ出張シテ、検査ヲナサナケレバナラヌ等ノ繁雜ナ手續ニナッテ居リマスルガ故ニ、若シ之ヲ社寺ニ保管セシムルコトニナリマスレバ、政費ヲ減ズル上ニ於テ餘程ノ影響ガアラウト思ヒマス、又社寺ガ之ヲ保管致シマスレバ、即チ其所ニ——我所ニ於テソレヲ保管スルト云フコトニナリマシテ、既ニ先刻手ニ入レマシタ此林野ヲ整理スルニ附イテトモ亦十分ニ行届クノデアル、今數千箇所ノ此上地林ヲ、少數ノ大林區署ガ管轄シテ居リマスルガ故ニ、十分ノ取締ガ行届カナイ、故ニ盜伐木ヲ爲ス者ハ、非常ナ盜伐ガアルト云フコトハ、明ニ分ッテアリマス、斯ノ如キ法案デアリマスカラ、此政府案トハ、製ノ委員ニ付託ニナリマシタ政府案トハ、餘程趣意ヲ異ニ致シマスルガ故ニ、本案ハ先キニ本會ニ於テ多數ノ決議ニモナッテ居リマス譯ヲ以チマシテ、即決ヲ願ヒタイノガ私ノ趣意デハアリマスルガ、前ノ同委員ニ付託スルト云フコトニナッテ居リマスカラ、ドウカ林野法案トソレカラ國有土地森林原野下戻法案ノ同委員ニ付託ナサレルト云フコトヲ希望致シマスル次第アリマス

ガラ此法案ノ如ク天下ノ必要ナル原野ヲ無制限ニ無期限ニ無税ニシテ、此社
寺ニ持タシテ置クト云フコトハ、取りモ直サズ其多數ノ財ヲ生ズル所ノ地面
ヲシテ、死ンダ地面ニ致サセルノデアルカラ、此コトニ附キマシテハ反対デ
ゴザイマスカラ、其コトヲ申上ゲテ置キマス
○恆松隆慶君(九十七番)此案ハ出水君カラ、喋々ト熱心ニ述ベラレマシタ
ガ、先キノ國有林野ノ委員ガ十八名ゴザイマス、是ニ付託シテ調査セシムル
ト云フコトヲ願ヒマス

○議長（片岡健吉君）御異議ガナケレバ、本案ハ先キノ國有林野法案ノ委員会討議レコヘニ致シマベ。

○議長（上鶴尾吉君） 次ハ議事日程ノ第十二〔辨護調査所設置ノ建議案〕
〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

第十三 燐礦調查所設置ノ建議案(藤金作君外二名提出)

又社寺ガ之ヲ保管致シマスレバ、即チ其所ニ——我所ニ於テソレヲ保管スルト云フコトニナリマスカラ、遂ニ盜伐木ハ即チ盜伐サレルヤウナ憂ヲ防グコトモ亦十分ニ行届クノデアル、今數千箇所ノ此上地林ヲ、少數ノ大林區署ガ管轄シテ居リマスルガ故ニ、十分ノ取締ガ行届カナイ、故ニ盜伐木ヲ爲ス者ハ、大變所々ニアリマシテ、既ニ先刻手ニ入レマシタ此林野ヲ整理スルニ附イテノ建議案ト云フノヲ、藤金作君其他カラ御出シニナツタ、其方ニ於キマシテモ非常ナ盜伐ガアルト云フコトハ、明ニ分ッテアリマス、斯ノ如キ法案デアリマスカラ、此政府案トハ、製ノ委員ニ付託ニナリマシタ政府案トハ、餘程趣意ヲ異ニ致シマスルガ故ニ、本案ハ先キニ本會ニ於テ多數ノ決議ニモナツテ居リマス譯ヲ以チマシテ、即決ヲ願ヒタイノガ私ノ趣意デハアリマスルガ、前ノ同委員ニ付託スルト云フコトニナツテ居リマスカラ、ドウカ林野法案トソレカラ國有土地森林原野下戻法案ノ同委員ニ付託ナサレルト云フコトヲ希望致シマスル次第アリマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○政府委員(藤田四郎君) 唯今社寺林地保管法案ニ附キマシテ御提出ノ理由

ノ急務タルヲ信ス且地質調査所ニ於テ曾テ全國ノ土性ヲ調査セシメタル
宮崎縣下ニ於テ磷肥ノ原料ニ資スヘキ磷礦ヲ發見セシコトアリ其ノ後東北
地方ニ於テモ亦其ノ產出アルヲ認定スルニ至レリト聞ク思フニ其ノ他ニモ
產出ノ見込アル所少ナカラサルヘシ若シ夫レ邦内ニ此ノ原料ノ產出アラン
カ農界ノ凶歉ヲ救濟シ併セテ生産ノ増殖ヲ促カスハ期シテ俟ツヘキナリ是
實ニ國家ノ一大慶事ト云ハサルヲ得ス然ルニ斯ノ重要ナル事件ニ對シ之カ
調査探査ヲ主トスル一ノ完全ナル機關ナク僅ニ土性調査ノ傍ラ時ニ之ヲ施
行セシムルカ如キハ寧ロ當局者ノ怠慢ト言ハサルヲ得ス
依テ政府ハ此ノ際最モ急速ニ適當ノ施設ヲ以テ肥料原料ノ調査ヲ新設シ全
版圖ヲ通シテ磷肥原料ノ所在ヲ明示シ又其ノ原料ニ就キ製造ノ適否ヲ試験

シ斯業ノ模範ヲ示サレンコトヲ切望ス
右建議ス

〔永井嘉六郎君演壇ニ登ル〕

○永井嘉六郎君(二十五番) 私ハ燐礦調査所設置ノ建議案ノコトニ附キマシテ、簡短ニ説明致シマスル、此燐礦ノコトニ附イテハ、我邦ハ燐酸礦物ハ誠ニ乏シモノニアリマスノデゴザイマス、更ニナイト言テ宜カタノデゴザイマス、然ルニ大學雇教師ノケルネルト云フ方ガ、明治二十年頃ニ始テ富山縣ニアルト云フコトヲ發見致シマシタ、ワレカラ段々農商務ノ技師等ガ土質ノ調査ノ傍ニ、此燐礦ノ調査ヲ——ホンノ是ハ片手間ニ致シタノデゴザイマスガ、明治二十七年二十八年頃ニ至リマシテ、段々此端緒ヲ開イテ參リマシテ、我全國ノ中デ、最モ將來望フ屬スベキ所ハ宮崎縣アル、ソレニ亞イデ秋田縣山形縣等ニハ、已ニ試掘ヲ致シマシテ、燐礦ガ出テ參ツテ、私ハ現ニ彼ノ調査致シマシタ技師ニモ面會ヲ致シマシテ、又其收得致シマシタ所ノ實物モ披見致シマシタガ、百分中ノ二十分ハ確ニ分析上燐礦ノ原素ガゴザイマスノデス、誠ニ我國ニ取ツテ悦バシイゴザイマスルガ、之ヲ是非追ミト調査ヲ致シマシテ、我國ノ特有物產ニスルト云フマデニ、是非之ヲ致シタイ、實ニ農業家ハ諸君御承知ノ通、此過燐酸石灰及安母尼亞或ハ「ボッタース」等ノ、此三原素ガゴザイマセヌケレバ、農事ヲ營ムコトガ出來ヌ種類ノ、其一分ヲ我國ニ發見シ、追ニ其實物ガ確ナルモノト相成ルト云フコトニナリマシテハ、誠ニ悦バシイコトデアラウト私ハ存ジマスル、ソレ故ニ此燐礦ノ調査ヲ致シマシテ、今申上ゲタ三縣ニハ止リマセヌ、又其他ノ諸縣ニモ必ズ此礦物ガアラウト信ジマスカラシテ、此建議案ヲ政府ニ呈シマシテ、政府ニ於テ是非此原素ニ就イテ、十分ニ其詳細ヲ調べルヤウニ致シタトイ思ヒマス、是ハ僅ナ費用デ出来ヤウト考ヘマスル、ソレデ其詳細ヲ能ク調べタ上ハ、原素ノ所在ヲ明ニ示シテ、サウシテ原素ニ就イテ試験等ノ出來ル模範ヲ作ラレルヤウニ、追ニ致シテ貴ヒタイト云フコトノ建議ヲ其筋ヘ提出致シタイ、先ヅ簡短ニ申シマスレバ斯様ナ趣意デゴザイマスカラシテ、ドウカ即決ニ之ヲ御採決ヲ、諸君御賛同ヲ請ヒマスル

○恵松隆慶君(九十七番) 詳シク御説明ニナリマシテ、又提出者ヨリ即決ト

○議長(片岡健吉君) 委員説が出来シタカラ、是ニ附イテ採決致シマス、恵松隆慶君ノ動議ノ通、九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、次ハ議事日程ノ第イ

第十四 國有山林原野整理處分ニ關スル建議案
(藤金作君外一名提出)

國有山林原野整理處分ニ關スル建議案

森林ハ國土保全ノ要具邦家有數ノ財源ニシテ上下一日モ之カ經營ヲ怠ルヘカラス然ルニ本邦林業ノ現状ヲ觀察スレハ國防若クハ治水等ノ點ニ於テ必要缺クヘカラサルノ森林ニシテ動モスレハ或ハ火災ニ罹ルアリ或ハ盜伐ヲ蒙ムルアリ其ノ荒廢殆ント名狀スヘカラサルモノアリ水災旱害ノ年々各地方ニ續起スル者固ヨリ怪シムニ足ラサルナリ

政府夙ニ茲ニ見ル處アリ特ニ山林局ヲ置キ大小林區署ヲ設ケ之ヲ監督シ之ヲ經營スルノ企圖アリト雖モ水害ヤ盜伐ヤ却テ日ニ月ニ増加スルノ傾アリ誰カ肌ニ栗ヲ生セサルモノアランヤ斯ノ如ク當局者其ノ職責ヲ怠ルニ非サルモ尙且諸般ノ弊害枚舉ニ遑アラサルハ抑モ何ソヤ

思フニ政府カ山林國有ノ方針ヲ取り之ヲ民有ニ移スノ利益ナルヲ悟ル能ハス大小ノ山林原野ヲ勉メテ其ノ手ニ握ラムトスルノ餘リ其ノ所管過大ニ失シ結局尾大不掉ノ弊ニ陷リ監督行届カス造林經營ノ效亦實ニ舉ラス只僅ニ材木拂下ヲ以テ森林ノ歲入ヲ粧ヒ支出ノ責ヲ免ルノ外爲スナキモノ是其ノ最大原因タラスムハアラス卽チ政府自ラ多クノ山林原野ヲ管理スルハ徒ニ官吏ト政費ヲ増加シ舊藩ニ於テ保護經營シタル林木ヲ伐盡シ荒蕪地段別ヲ増加スルニ過キシテ財政上經濟上毫モ國家ニ益スル所ナキハ勿論所謂山林ノ荒廢、水害ノ續發ハ皆山林國有ノ結果ニ外ナラサルコト之ヲ既往ノ經驗ニ徵シテ争フヘカラサル事實ナリトス加之明治六年以降人口ハ一千万人餘ヲ増殖シ諸般ノ土木事業頻繁ナルニ從ヒ薪炭用材ノ需要ハ日ニ月ニ累加シ而シテ民有ノ山林ハ反比例ニ田畠宅地等ノ開墾鐵道敷地等ニ因リ年々歲歲其段別地域ヲ蝕滅セラレ彌々民有山林ノ不足ヲ告クヤ急且切ナリ

故ニ政府自ラ經營スルニ適當セル大町歩ノ山林又ハ國防其ノ他特別ノ理由アル部分ヲ保存シ保安林ノ如キハ利害ノ關係ヲ有スル郡町村ニ委託シテ監督セシメ其ノ他ハ都テ緣故アル郡町村又ハ一個人ニモ拂下ケテ直ニ造林セシメ第一、水害旱損ノ續發ヲ防キ第二、政費ヲ減シ拂下地ヨリ生スル地租ヲ以テ歲入ノ不足ヲ補ヒ第三、其ノ代價ハ公債證書等ヲ以テ年賦完納ノ便利ヲ與ヘ民間資金ノ缺耗ヲ補ヒ其ノ利息ヲ以テ國有山林經營ノ資金トナレ第四、其ノ幾分ハ非常準備金ニ貯蓄スルカ如キ所謂國家百年ノ長計ヲ立ツヘシ

仍テ政府ハ速ニ山林國有ノ方針ヲ改メ國有林野處分ノ方法ヲ立テ本期帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ

右建議ス

(藤金作君演壇ニ登ル)

○藤金作君(百一十六番) 私が提出致シマシタ此國有山林原野整理處分ニ關スル建議案ノ儀ハ、モウ先年來度ニ提出致シマシタ案デゴザイマスカラ、一詳細ナル説明ハ必要ナイモノト存ジマスカラ、諸君ノ御手許ニ回シテアリマスル所ノ建議案ナリ、又其理由書ナリヲ御覽ナサレマスルト云フト、是非共此建議案ノ趣意ノ行レルヤウニナラナケレバナラヌコト、信ジテ居リマスル、政府ハ又追ミト覺ル所ガアッテ、今日ハ國有土地森林原野下戻法案モ提出ニナラテ今程十八名ノ委員付託トナラテ審査中デアリマスルカラ、此建議案ハ必要ナイト云フ御考ノ御方モアラウト存ジマス、ケレドモ政府ノ今最モ調ベテ居ル所ノ下戻ノ目的ハ、凡ソ七十万町歩内外ト云フコトハ豫テ承ツテ居リマスル、然レドモ私共ノ見マス所デハ、マダ十分政府デ手ノ届カナイ、不必要ナ此山林ヲシテ、政府ガ維持スルコトノ出來ナイト云フコトヲ認メテ居リマスモノガ澤山アリマスカラシテ、今政府ノ調査ニ、一層進ンデ民有ニ下渡スコトガ宜カラウト信ジマスルカラシテ、此案モ今ノ委員ニ於テ調査セシメマシタナラバ、宜シク適當ナ調査ガ出來ヤウト信ジマスル次第デゴザイマス、デ簡短ニ茲デ諸君ヘ御参考ニ一言述べタト思ヒマスコトハ、此明治初年以來諸君ノ御承知ノ通、我人口ハ一千万人以上増加致シマシタ、其上舊藩ノ時代ニ比シマシテハ、土木建築事業ハ殊ニ頻繁ニナリマシタカラ、薪炭用材等ニ最モ多量ノ必要ヲ感シツ、アル場合デゴザイマス、之ニ反シマス、テ簡短ニ茲デ諸君ノ御参考ニ一言述べタト思ヒマスコトハ、此百十四町五段歩ニシテ二十八年度民林ノ火災僅カニ四百五十一町歩ナリシニ比スレハ常ニ十倍以上ニ居ルノ割合ナリ而シテ盜伐ニ關スル統計ヲ見レハ其被害ハ第五表ノ如ク毎年二千九百七十九度、千五百六十七町歩、其金額五百八千六百五十三圓ヲ下ラサルナリ更ニ官林被害ノ種類別度數ヲ檢スルニ第六表ノ如ク風害、火災、盜伐等ハ其度數年一年增加セサルヲ見ル又其被害見積ノ總價額モ亦年一年增加セリ眼ヲ轉シテ全國水害ノ統計ヲ見レハ第八表ノ如ク毎年國民ノ之カ爲メニ死亡スル者七百五十四人、負債スルモノ九百〇四人ニ當ル而シテ其損耗金額ハ毎年三千〇九十九萬餘圓、水害復舊工費一千〇二十二萬餘圓ニ當ル此二口ヲ合計スレハ毎年官民ノ蒙ムル損失ハ無慮四千百二十一萬餘圓ナルコト第九表ニ依ツテ明カナリ水害ノ甚シキコトスクノ如クナルヲ以テ第十表及第十一表ノ如ク或ハ國庫金地方稅ヨリシ或ハ市町村稅、協議費等ヨリシテ年々七百餘万圓ノ治水費ヲ投スルモ水害ハ尙ホ頻々トシテ襲ヒ來リ一昨二十九年ノ如キハ爲メニ第九表ノ如ク無慮實ニ一億三千七百餘万圓ノ損耗ヲ受ケタリ加フルニ旱害ヨリ生スル全國ノ損失ヲ以テセハ蓋シ驚クヘキノ領ニ達セん依之見是林政刷新ノ我國今日ノ急務タルコト亦以テ知ルヘキナリ而シテ植林未タ振ハス監督尙ホ居カサルハ畢竟官有ノ山林原野多キニ過キ經營全般ニ涉ル能ハサルカ爲メナリ故ニ政府ハ其管理セル山林原野ノ内耕地ノ範圍内ニ屬スル部分、肥料採收及牧畜等ニ必要ナル部分、其他面積至小ニシテ政府之ヲ保有スルノ必要ナキ部分等ヲ調査シ漸次之ヲ各治ノ自治體若クハ一個人等ニ拂下ケ其拂下代金ヲ利用シテ必要ナル森林ノ監督ヲ嚴ニシ又其植林ヲ遂行シ以テ大ニ林政ノ刷新ヲ圖ルヘシ若シ夫レ今日ノ如クニシテ荏苒歲月ヲ經過センカ我國ノ森林ハ愈益荒廢ニ陥リ國防、治水、衛生、魚附、風致等何レノ方面ヨリ之ヲ見ルモ必スヤ言フ可ラサルノ悲觀ヲ呈スルニ至ラン之ヲ要スルニ民業ハ官業ニ比シテ一層利益多キコト諸般ノ事業殆ト皆ナ然ラサルハ無キカ故ニ政府カ從ナリ現ニ政府ハ第一表ノ如ク全國十六万八千八百八十八ヶ所ニ於テ都合七百六十五万町歩(北海道及沖繩ヲ除ク)ノ山林ヲ有スルモ之カ爲メニ生スル國庫ノ收入ハ第二表ノ如ク毎年約百万圓内外ニ過キサルニ非スヤ況ニヤ此

(参照)

理由

山林ハ實ニ國土保全ノ要具タルノミナラス亦實ニ國家有數ノ財源タリ隨テ森林制度ノ其宜シキヲ得ルト得サルトハ直接ニ間接ニ國家ノ利害ニ關スル者アリ輕々之ヲ看過スルハ決シテ得策ニ非サルナリ之ヲ既往ノ事歴ニ考フルニ政府ノ山林政策ハ其根底ヨリ誤マレル者ナルコト敢テ疑フヲ要セサルナリ現ニ政府ハ第一表ノ如ク全國十六万八千八百八十八ヶ所ニ於テ都合七百六十五万町歩(北海道及沖繩ヲ除ク)ノ山林ヲ有スルモ之カ爲メニ生スル國庫ノ收入ハ第二表ノ如ク毎年約百万圓内外ニ過キサルニ非スヤ況ニヤ此

資シ一方ニ於テハ民富ノ増進ニ便スルノ手段ヲ取ルハ時務ノ最モ急ナル者タルヲ信ス是レ茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一表 官有山林原野箇所段別表

種別	雷 折 陸 別	段別	冲縄縣ノ分	北海道ノ分
官林供用合計	保存林	二五、二七	一〇、四一〇	
官有山林計		九六、〇六〇	七、三八〇、五四七八	
官有原野		一三一、一八七	一七四、二三五八	五、大三〇、〇六六九
備考		四七、七〇一	一六八、八八八	五、六三〇、〇六六九
		四三七、三五九	一三、四六一、七五四八	八、〇八〇、七五七〇
			五、七三〇、九〇七四	三、五〇七・三
			一七、二九〇、八	八、六四〇
			四、九七一、三〇八・四	三、二五七・三
			一、一〇七・二・六	一、一〇四・八
			四、七一四・五	一、一七四・一
			一、八八一〇	一、二七〇・四
			二、〇五五・八	一、一〇四・九
			八、六五一・四	一、一七九・三

本表ハ二十九年末ノ現數ヲ掲ケタル者ナレトモ北海道ノ分又ハ報告未著ノ故ヲ以テ二十八年末ノ數ヲ掲ク

別ノミヲ掲ク
二十九年末ニ於ケル全國民有山林ノ段別ハ七百三十一万七千四百四十二町三段歩其地價二千四百二十万四千四百五十九圓ニシテ平均一段歩ノ地租ハ三十三錢ナリ
民有山林ヨリ收入セシ地租其他諸般ノ稅額ハ判然セサレトモ百分ノ二ヶ半トスレハ地租ハ六十万五千百十一圓ナリシ筈又平均一町歩ノ地租ハ八錢二厘五毛ナリシ筈ナリ

第一表 官有森林收入累年比較表

年 度	地所貸下料	地所竹木及雜 種物拂下代	其 他 收 入	合 計
二十五年度 決算	二四、二八九	八五、三五九	三三、八三二	一、〇七、一二六
二十六年度 同	二五、二五六	一、〇七、一二六	一八、五三一	一、〇六、九一三
二十七年度 同	二七、〇八八	七九、八〇一〇	一九、二〇一	一、〇六、九一〇
二十八年度 現計	二六、四九〇	一、〇五、一三〇	三三、九七八	一、三四、五九八
二十九年度 同	三三、一一三	一、一四、四七六	三大、九三七	一、二三、五二六
三十年度 諸算	二七、二五五	一、三一、二三七	一九、二四一	一、三五九、七三七
平 合 均 計	二六、五三一	一、四九、七二一	一、九、七二三	一、四八五、五九〇
	二七、〇八八	一、〇三八、八九九	二四、九五三	一、〇八〇、九三一

第三表 林政費累年比較表

年 度	山林局員年俸	林區署費	山林原野調查費	合 計
二十五年度	一八、九〇八	四九、八、九五七	四二、四、四四四	一八、九〇八
二十六年度	一七、七七二	五二、〇、六九九	三二、大二九	一七、七七二
二十七年度	一八、七三三	五四、八、八〇	三一、三五五	一八、七三三
二十八年度	一八、五五二	五五、〇、一三四	四五、九、一四	一八、五五二
二十九年度	二〇、三六八	五七、八、八三五	四〇、八、〇九	二〇、三六八
三十年度	二〇、三六八	五九、一、五二	八〇、一、大三三	二〇、三六八
平 合 均 計	二四、七〇一	五五、九、九八八	三五、三七三	二三、三七三
	一九、二一六	五五、九、四九八	三、四六、九八八	一、九、二一六
		三五、八九五	三、七七、一〇六一	
			大二八、五一〇	

山林局員ノ年俸八年度調ニ非スシテ年末調ナリ

又其三十年度分即チ△印ノ分ハ二十九年末調ノ數ナリ

第四表 官林被害段別累年比較表

年 度	火 災	風 災	其 他	合 計
二十四年度	六、五三四・七	四、八〇〇・七	四、五八・九	一、一七九・三
二十五年度	三、五六三・五	四、四三七・九	四、四三七・九	一、一〇四・八
二十六年度	五、一六二・五	三、五九・六	三、五九・六	一、一七四・〇
二十七年度	三、八七四・〇	八、六四・〇	八、六四・〇	一、一七九・三
二十八年度	三、九一七・五	九、四〇・五・三	九、四〇・五・三	一、一七九・四
二十九年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三十年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三四年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
三九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四四年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
四九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
五九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
六九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
七九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
八九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
九九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇〇年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇四年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇五年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇六年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇七年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇八年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇九年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇十一年度	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇二年	二、九五五・八	二、九七九	二、九七九	一、一七九・四
二〇〇三年				

寸地ト雖モ不毛ノ地ノナイヤウニシテ、成ルタケ其土地ニ樹木ヲ早ク繁茂セシムルト云フコトハ、此四千万ノ同胞ガ相倚シテ林業ヲ營ムト云フ思想ノ起ルヤウニシナケレバナラズ、政府ノ手ノ居カズ所ハ色々議論ガアリマスガ、是ハモウ今日ハ述べマセヌ

○恵松隆慶君(九十七番) モウ質問ハ宜カラウト思ヒマス、是ハ國有林野ノ委員ニ同ジク十八名ノ中ノ方へ付託ナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員說が出マシタカラ、採決ヲ致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、先キノ國有林野法ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス

○星松三郎君(二百四十二番) 此際私ハチヨウト議長ニ御尋致シタイコトガアリマス、ソレハ別議デハゴザリマセヌガ、豫テ此議場ヘ政府カラ提出相成リマシタ所ノ家屋稅法案、醬油稅法案、郵便稅中改正法律案、此三大議案ハ實ニ國家ノ休戚ニ關係致シマスル、即チ三大案ガゴザリマスガ、既ニ委員ヲ組織セラレテ以來十有餘日、委員會ヲ一回モ開キマセヌコトデアリマスガ、議長ノ方ヘハ何等ノコトモアリマセヌカ、其邊ノコトヲ一應承リタイト云フ考デアル、最早閉會モ段々迫リマシテゴザリマスガ、此三問題ハ實ニ人民ノ体感シテ居ルノハ外デナイ、休ミノ多イト議案ヲ見ナイデ議スルト云フコトハ、甚ダ不快ニ堪ヘメ次第ゴザリマスガ、此議案ノ如キハ實ニ大切ナ問題デゴザリマスニ依ッテ、段々モ追ルコトデアリマスカラ、願ハクバ議長ノ方ニ何等ノ相談モナイト云フコトナラバ、急速委員會ヲ開クヤウニ、議長ノ方カラ御注意アルヤウニ致シタイト思ヒマス(「同感」ト呼フ者アリ)要スルニ其事柄デ宜シカラ、折々見テ又論ズルコトガアリマスガ、議長ニ對シテ唯今マデ、委員會ガ段々十有餘日延ビテ居ルニモ拘ラズ、何等ノ議長ニ對シテ話シモゴザイマセヌカ、且ハ議長ノ方カラ急速此委員會ヲ開クヤウニ御請求ナルヤウニ願ヒタク、斯ウ云フ兩様兼テノ一ハ質問、一ハ議長ヨリ御注意ヲ願ヒタク

○議長(片岡健吉君) 御注意ノ段ハ、十分ニ議長ハ承知致シマシテ、督促ハ致シマセウガ、今マデハ委員會ハマダ開ケナイデス

○星松三郎君(二百四十二番) 希ハクバ早ク開クヤウニ……

○小山久之助君(九十三番) 議長ニ伺ヒタクコトガアル、昨年ノ暮ト思ヒマシタガ、議事日程ニ一度ビ上リマシタ、緊急勅令ノ事後承諾デゴザイマス、其後煙ノヤウニ消エテ、今日マデ議事日程ニ上ラズ、此コトタルヤノ權利ノ消長ニ關スル——人權ニ關スル大問題デアル、之ガ本院ノ承諾ヲ得ナイトスレバ、園圃ノ内ニ苦シニ居テ直チニ出テ來ベキ幾多ノ人モ、ソレガ

タメニ牢ヘブチ込マレテ、其儘ニ置イテアルニモ拘ラズ、議事日程ヘ上ラナイデ、握リツ切リデアルハ、ドウ云フ譯デゴザイマスカ、斯様ナコトハ成ルベク早ク人ノ權利、人ノ身體ニ關スルコトデアリマスカラ、早ク議事日程ニ上セラレルガ、然ルベキト私ハ考ヘマス、毎日休ミノアルニモ拘ラズ、此急用ナ問題ガ議事日程ニ上ラスノハ、ドウ云フ譯デゴザイマスカ、若シモ御忠ニナツタノデハナイカ、御都合ガアルナラバ、已ムヲ得マセヌガ、サウデナケレバ、成ルベク早ク議事日程ニ上セテ戴キタイ

○議長(片岡健吉君) マダ委員會カラ報告ガアリマセヌカラ、議事日程ニ是マデ上ラタコトハアルケレドモガ……

○小山久之助君(九十三番) 委員會ヘ議長カラ、御督促ナスカテ下サイ、ソニナニ一トモ掛ル問題デハアルマイト思ヒマスカラ

○議長(片岡健吉君) 承知致シマシタ——チヨウト報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)並明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件(追第一號)

○議長(片岡健吉君) 議事ノ都合ニ依リマシテ、明日モ休會致ス積デアリマスル、議事日程ハ追ツテ諸君ノ御手許ヘ通知ヲ致シマス——是ニテ散會ヲ致シマス

午後三時三分散會

衆議院議事速記録第十四號正誤

頁	段	行	誤	頁	段	行	誤
一四三	上	三二	三十一條	三十二	同	上	三四
							三十二條

衆議院議事速記録第二十二號正誤

頁	段	行	誤	頁	段	行	誤
二八一	下	三七	開設	正			

怪說